



# 栃木県公報

平成30(2018)年  
5月8日(火)  
第2984号

## 目次

### 告 示

- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定…………… 403
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定…………… 403

### 公 告

- 平成30(2018)年度調理師試験の実施…………… 404
- 平成30(2018)年度製菓衛生師試験の実施…………… 406
- 平成30(2018)年度登録販売者試験の実施…………… 408

## 告 示

### 栃木県告示第254号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年5月8日

栃木県知事 福田 富一

#### 指定訪問看護事業者

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
訪問看護リハビリステーションマザーの家	佐野市中町942-1	株式会社TOMIYO組	平成30(2018)年 4月10日
一般社団法人悠人会訪問看護ステーションウィーズ	小山市大字中久喜1482-14	一般社団法人悠人会	平成30(2018)年 4月24日
三友訪問看護おやま	小山市西城南3-17-7	株式会社Berrous	平成30(2018)年 4月24日

### 栃木県告示第255号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年5月8日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
風見診療所	塩谷郡塩谷町上平27-2	小島 崇	平成30(2018)年 3月28日
さはら整形外科	宇都宮市中岡本町3710-82	医療法人大桜会	平成30(2018)年 4月17日

#### 2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
一條薬局	宇都宮市中央本町3番11号	有限会社喜美	平成30(2018)年 4月12日

## 3 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
一般社団法人悠人会訪問看護ステーションウィーズ	小山市大字中久喜1482-14	一般社団法人悠人会	平成30(2018)年 4月24日
三友訪問看護おやま	小山市西城南3-17-7城南ウイングⅢ106号室	株式会社Berrous	平成30(2018)年 4月24日

(健康増進課)

**公 告**

## ○平成30(2018)年度調理師試験の実施

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、調理師法施行細則(昭和34年栃木県規則第35号)第2条の規定により公告する。

平成30(2018)年5月8日

栃木県知事 福田 富 一

## 1 試験の日時

平成30(2018)年8月8日(水)午前9時30分から正午まで

## 2 試験の場所

宇都宮市睦町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

(会場への自家用車の乗り入れは禁止する。)

## 3 試験科目

- (1) 公衆衛生学 (2) 食品学 (3) 栄養学 (4) 食品衛生学 (5) 調理理論  
(6) 食文化概論

## 4 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

## (1) 学歴(次のいずれかに該当する者)

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者

イ 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第3項各号に規定する者

なお、日本国内の外国人学校及び外国の学校を卒業した者は、都道府県知事の認定が必要となる場合があるので、早めに願書提出先へ相談すること。

## (2) 職歴

次の施設の調理業務に従事した期間が、調理業務従事証明書の証明日において2年以上となる者

ア 寄宿舍、学校、病院等の給食施設であって継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供給する施設

イ 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条に規定する飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業の許可を受けた営業の施設

ただし、次の場合は、上記の調理業務に従事したことは認めない。

(ア) 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等直接調理業務に従事していない場合

(イ) 栄養士、看護師、保育士等の職種として従事している場合

(ウ) パート、アルバイト等で調理業務に従事している場合(週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上勤務している場合を除く。)

## 5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、履歴書、調理業務従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部生活衛生課に備え付けのものを使用すること。

### (1) 履歴書

学歴欄には、最終学歴と卒業(又は修了)年月日を、職歴欄には、2年以上調理業務に従事したことを詳細に記入すること。

### (2) 学歴を証明する書類

最終学歴の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し(本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所所長又は栃木県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。)若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄(抄)本を提示すること。

### (3) 調理業務従事証明書

ア 履歴書記載の調理従事施設において、調理の業務に2年以上従事したことを証明するものであること。

なお、この証明書は、原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって当該施設長がいない場合は、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明すること。

また、証明印は、当該施設の長の職印を用いること。個人が証明する場合は、市町村に登録している印鑑を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

イ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であって多数の者に対して食事を供給する施設として開始した年月日をいう。

### (4) 写真及び受験票

受験票に写真(出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦7cm、横5cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。)を貼り付け、所定の事項を記入する。

### (5) その他

栃木県が実施した平成29(2017)年度調理師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、「(2)学歴を証明する書類」、「(3)調理業務従事証明書」の提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名の異なる場合は、戸籍謄(抄)本を提示すること。

## 6 出願期限及び提出先

### (1) 受付期間

平成30(2018)年6月13日(水)から同月15日(金)まで(提出先必着)

午前8時30分から午後5時15分まで

原則として、郵送では受け付けない。

### (2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター(宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所)

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

## 7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

## 8 試験結果の発表

平成30(2018)年9月5日(水)午前11時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には合格証書を郵送する。  
なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 受験手数料

6,100円

栃木県収入証紙をもって納付する（受験願書に貼付すること。）。

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果（科目別得点）については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類（受験票、身分証明書、運転免許証等）を持参の上、これを提示すること。

---

○平成30 (2018) 年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項に規定する製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年栃木県規則第50号）第3条第2項の規定により公告する。

平成30 (2018) 年 5 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験の日時

平成30 (2018) 年 8 月 8 日（水）午前9時30分から正午まで

2 試験の場所

宇都宮市陸町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

（会場への自家用車の乗り入れは禁止する。）

3 試験科目

(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学 (4) 食品学 (5) 食品衛生学

(6) 製菓理論及び実技（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造技能士の1級又は2級の資格を有する者は、本人の申出により免除する。）

4 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 菓子製造業に従事した期間が、菓子製造業従事証明書の証明日において2年以上となる者で、次に掲げる者

ア 学校教育法第57条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）附則第2項各号に規定する者

(3) 製菓衛生師法の施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年を超えている者又は同法の施行の日後3年を超えるに至った者

なお、菓子製造業に従事した期間とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けた営業の施設で、実際に菓子製造に従事した期間をいう。

ただし、次の場合は、上記の菓子製造業に従事したこととは認めない。

ア 専ら菓子製品の運搬、配達、食器洗浄等直接菓子製造業に従事していない場合

イ パート、アルバイト等で菓子製造業に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上勤務している場合を除く。）

5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、菓子製造業従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県

保健福祉部生活衛生課に備え付けのものを使用すること。

(1) 4(1)及び(2)による者

ア 最終学歴の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し(本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所長又は栃木県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。)若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄(抄)本を提示すること。

イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者についてはそれを証する書類、その他の者は2年以上菓子製造業に従事したことを証する菓子製造業従事証明書

ウ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し(本証を持参すること。該当者のみ。)

エ 写真及び受験票

受験票に写真(出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦7cm、横5cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。)を貼り付け、所定の事項を記入する。

(2) 4(3)による者

ア 昭和41(1966)年12月26日において、現に菓子製造業に従事しており、菓子製造業に従事した期間が3年を超えていることを証する菓子製造業従事証明書

イ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し(本証を持参すること。該当者のみ。)

ウ 写真及び受験票

(1)のエに同じ

(3) (1)のイ及び(2)のアの菓子製造業従事証明書には、菓子工業組合等の裏書証明を受けること。

(4) その他

栃木県が実施した平成29(2017)年度製菓衛生師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、学歴を証明する書類、製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類、菓子製造業従事証明書及び技能検定合格証の写しの提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名の異なる場合は、戸籍謄(抄)本を提示すること。

6 出願期限及び提出先

(1) 受付期間

平成30(2018)年6月13日(水)から同月15日(金)まで(提出先必着)

午前8時30分から午後5時15分まで

原則として、郵送では受け付けない。

(2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター(宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所)

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

平成30(2018)年9月5日(水)午前11時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には、合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 受験手数料

9,400円

栃木県収入証紙をもって納付する(受験願書に貼付すること。)

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果（科目別得点）については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類（受験票、身分証明書、運転免許証等）を持参の上、これを提示すること。

(生活衛生課)

○平成30 (2018) 年度登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項の規定により公示する。

平成30 (2018) 年 5 月 8 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験期日

平成30 (2018) 年 9 月 5 日 (水) 午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

2 試験場所

宇都宮大学峰キャンパス (宇都宮市峰町350)

(会場への自家用車の乗り入れは禁止する。)

※受験者多数の場合は、会場が変更になる場合がある。その場合は、受験票で通知する。

3 試験科目

次の項目について筆記形式で行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、写真票及び受験票は、各健康福祉センター又は栃木県保健福祉部薬務課で配布するものを使用する。

(1) 写真票

写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦4.5cm、横3.5cmの大きさのもの。スナップ写真は認めない。）を貼り付け、所定の事項を記入したもの。

(2) 受験票

5 提出期間及び提出先

(1) 提出期間

平成30 (2018) 年 6 月 11 日 (月) から同月 22 日 (金) までの間に郵送により出願すること（郵送は、書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

(2) 提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田一丁目1番20号

栃木県保健福祉部薬務課

6 受験通知

受験願書提出者には受験通知書を送付する。

7 試験結果の発表

平成30 (2018) 年 10 月 5 日 (金) 午前 11 時に、栃木県ホームページ並びに栃木県庁屋外掲示場及び各健康福祉センターの掲示板に、合格者の受験番号を掲示する。

なお、電話等による問合せには、一切応じない。

また、合格者には、合格通知書を送付する。

8 試験結果の簡易開示

受験者本人は、合格発表の日から1か月間、科目別得点及び総合得点を栃木県保健福祉部薬務課において口頭で開示請求できる。この場合、本人であることを証明できる書類（受験票、運転免許証等の身分証明書）を持参すること。

9 受験手数料

15,000円（栃木県収入証紙で納付すること。）

10 その他

(1) 問合せ先

栃木県保健福祉部薬務課

電話028-623-3120

(2) 受験願書等の配布について

各健康福祉センター又は栃木県保健福祉部薬務課において、平成30（2018）年5月21日（月）から配布する。

（薬務課）